（特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2　特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政機関職員定員令第一条第一項の表内閣府の項の改正規定中「一四、三七一人」を「一四、三八〇人」に、「一四、四六一人」を「一四、四七〇人」に改め、同表合計の項の改正規定中「二九八、五五五人」を「二九八、五六四人」に、「二九八、六三三人」を「二九八、六四二人」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百一号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項から八の項までを削り、同表の九の項を同表の六の項とし、同表の十の項から十二の項までを三項ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十二条第四項、第八十三条第四項ただし書及び第五項、第八十四条第一項並びに第百十八条の三十一第三項並びに土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八十八条の二（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「第十七号から第十九号まで」を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第七十三条第一項第二十号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

第二十八条第一項中「第十六号及び第十七号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第二十九条第一項中「第七十三条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十六号」に改める。

第三十一条中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項ただし書」に改め、同条第一号中「第二十一号又は第二十一号」を「第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第二号中「第十七号から第十九号まで」を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

第三十二条第一号中「第二十一号又は第二十一号」を「第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第二号中「第十七号から第十九号まで」を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三　法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

第三十三条の表中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第四十一条第二項中「借家権」を「賃借権」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第四十四条、第四十四条の二第一項及び第四十五条中「第二十五条第三号」を「第二十五条第四号」に改める。

第四十六条の七中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項ただし書」に改める。

第四十六条の十五の表第二条第十号、第四十四条第一項、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十四号、第十七号及び第二十号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項、第百八条第二項及び第五項、第百十条の二第三項及び第六項、第百十条の四第二項及び第三項、第百十一条、第百十八条の十、第百十八条の二十一第一項及び第三項、第百十八条の二十五の三、第百十八条の二十八第二項の項中「第十四号、第十七号及び第二十号」を「第十六号、第十八号及び第二十二号」に改め、同表第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十六号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十一第一項及び第二項の項中「第十六号」を「第十八号」に改め、同表第七十一条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第百十条第二項、第百十条の四第二項の項中「第十七号」を「第十九号」に改め、同表第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号」の下に「及び第十四号、第七十七条第五項から第七項まで」を加え、同表第七十三条第一項第十六号、第百八条第一項第二号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十、第百十八条の十一第一項及び第二項、第百十八条の二十三第一項の項及び第七十三条第一項第十六号、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十一第一項及び第二項の項中「第七十三条第一項第十六号」を「第七十三条第一項第十八号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十九号」に改め、同表第七十七条第七十七条第七項の次に次のように加える。

第七十七条第七項	土地に存する建築物	建築物